

横瀬町における特定事業主行動計画(女性活躍推進法)の実施状況の公表(令和2年度)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づく取組の実施状況を、以下のとおり公表します。

※数値は、全て町長部局における数値です。

(1) 年次有給休暇取得の促進

項目	目標		令和2年	平成30年 (目標設定時)
	数値	年度		
年5日以上の有給休暇取得率	100%	令和8年	90.7%	82.4%
平均年次有給休暇取得日数	12日	令和8年	9日1時間	9日4時間

(取組内容)

- ・年次有給休暇の取得目標を定め、計画的に取得するよう各職員への徹底を図る。
- ・7～9月に付与される特別休暇(夏季休暇)と併せて1日以上の有給休暇を取得するよう促す。
- ・衛生委員会と連携し、年次有給休暇取得促進のための対策を議論し、実行していく。

(2) 男性職員の配偶者の出産に係る休暇取得の促進

項目	目標		令和2年度	平成30年度 (目標設定時)
	数値	年度		
男性職員の配偶者の出産に係る休暇取得日数を5日以上取得する職員の割合	50%	令和8年	0% (該当者なし)	0% (2日)

注) 数値のカッコ内は対象職員の取得日数平均

(取組内容)

- ・対象となる職員及び所属課長に対して、育児休業等の取得を推進するための措置及び周知を図る。
- ・全職員に対して男性職員の育児休業等に対する支援についてグループウェアで周知し、休暇が取得しやすい職場環境を整える。

(3) 長時間勤務の削減

項目	目標		令和2年度	平成30年度 (目標設定時)
	数値	年度		
常勤職員の平均超過勤務時間	月5時間以下	令和8年度	5.3時間	4.9時間

注) 町が超過勤務手当を支払う全職員を対象とし、選挙執行に伴う超過勤務を除いた時間数で算出

(取組内容)

- ・超過勤務の縮減に向け、働き方改革推進期間(7月～11月)のタイミングに合わせて町長からグループウェア等にて全職員向けのメッセージを発信する。
- ・定時退庁強化デーを通年で実施し、定時退庁の習慣付け、定時退庁しやすい雰囲気づくりを行う。
- ・全庁において職員の業務分担の見直しを行い、各職員の業務量の平準化を図る。